

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

平成29年6月7日

北海道十勝総合振興局長 梶田 敏博

1 公募型プロポーザル方式に付す事項

(1) 業務名

十勝アクティブシニア移住交流促進PR動画制作委託業務

(2) 業務目的

食や自然、地域に暮らす人々といった、十勝地域が有する魅力ある資源を生かした「学び・体験・交流」などの活動に関し、訴求力の高い動画コンテンツを制作し、三大都市圏のアクティブシニアに対し効果的なPRを行うことにより、彼らの十勝地域への関心を高め、観光客や生活体験者の増など交流人口の拡大を図り、中長期的な移住・交流につなげていくもの。

(3) 業務内容

動画共有サービス（YouTube等）への掲載やイベントでの上映等を前提に、現在十勝管内で提供されている「学び・体験・交流」などのメニューを紹介しながら、十勝地域の魅力をPRする内容の動画を企画・制作するとともに、動画の効果的な配信方法等について提案する。

なお、委託業務にあたっての諸条件及び成果物については、次のとおりとする。

① 動画の企画・制作

ア 動画企画・制作の狙い

視聴者の十勝地域への興味・関心を喚起する訴求力の高い演出を施すことにより、単なる温泉、風景、観光施設を紹介するプロモーション映像とは一線を画したものとし、視聴後に十勝地域に行き、学びや体験、交流などをしてみたいと思えるような内容とする。

イ 主なターゲット

三大都市圏に居住する、健康で活動的な50代から60代のシニア層（アクティブシニア）をターゲットの中心とする。

ウ 動画の内容

- ・ 十勝総合振興局地域政策課のホームページである「イキイキトカチ十勝19市町村「学び・体験・交流 menu」」（以下、「学びのメニューホームページ」という）内のメニューについて、視聴者の興味と関心を引きつけながら紹介する内容であること。

※学びのメニューホームページURL <http://www.tokachi.pref.hokkaido.lg.jp/ts/tss/ijuu/index.html>

- ・ 動画の素材として使用する「学び・体験・交流」などのメニューについては、企画提案者が自らの構想に基づき、「学びのメニューホームページ」内のメニューの中から選定するものとする。

エ 動画の構成

本編及びダイジェスト版（30秒）の2種類を制作すること。なお、本編は3分程度を目安とする。

オ 成果物の作成

- ・ 上記エにより制作する動画（本編、ダイジェスト版）について、各々DVD及び当該データを保存した電子媒体を作成する。（動画DVD：本編25枚、ダイジェスト版25枚、動画データ：正副2部）
- ・ 上記の動画制作過程で撮影・作成した、映像、写真、絵コンテ、画像、シナリオ及びそれらの撮影日時・場所、作成日時等を記載した一覧表について、当該データを保存した電子媒体を作成する。（正副2部）

② 動画の配信方法等の提案

本委託業務により作成する成果物（動画）について、主なターゲット層（アクティブシニア）へ効果的にリーチするための手法等の企画提案を求めるもの。

※提案内容については、北海道十勝総合振興局が本委託業務とは別に、「動画を活用したPR事業（案）」として計画・実施する予定である。

(4) 契約期間

契約の日から平成30年2月16日（金）まで

2 公募型プロポーザル方式に参加するものに必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 単独法人等又は、複数の法人等による連合体（以下「コンソーシアム」という。）とする。
- (2) 単独法人等又はコンソーシアムの構成員は、次の要件をすべて満たしていること。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。
 - イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
 - ウ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
 - エ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。
 - オ 暴力団関係事業者等でないこと。
 - カ 民間企業、特定非営利活動法人その他の法人又は法人以外の団体等であって、委託事業を適確に遂行するに足る能力を有する者で、道内に本社又は事業所等（本委託業務を実施するために設置する場合を含む。）を有するものであること（ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体を除く。）。
 - キ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - (ア) 道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。）
 - (イ) 本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
 - (ウ) 消費税及び地方消費税
 - ク 原則として、過去5年の業務実績において国又は地方公共団体と同一又は類似の事業を契約し、確実に履行した実績を有すること。ただし、コンソーシアムの場合は、少なくとも構成員の一つが有すること。また、実績がない場合でも事業を実施する実力があり、かつ、確実に履行する見込みのある者を含む。
- (3) コンソーシアムの構成員が単独法人としても重複参加する者でないこと。また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。

3 参加資格の審査

- (1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、アからエまでに定めるところにより、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を受けなければならない。
 - ア 提出書類 「参加表明書」及び付属書類
 - イ 提出期限 平成29年6月14日（水）午後5時（必着）
 - ウ 提出場所 北海道十勝総合振興局地域創生部地域政策課（帯広市東3条南3丁目）
 - エ 提出方法 持参又は郵送（配達記録、簡易書留、書留のいずれか）による
（持参の場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く平日の午前9時から午後5時まで）
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

4 企画提案（プロポーザル）説明書の交付に関する事項

- (1) 交付期間 平成29年6月7日（水）から平成29年6月14日（水）まで
- (2) 交付場所 北海道十勝総合振興局地域創生部地域政策課（帯広市東3条南3丁目）
その他、十勝総合振興局ホームページにも掲載する。

5 企画提案書の提出期限、場所及び方法

- (1) 提出書類 「企画提案書」及び付属書類
- (2) 提出期限 平成29年6月30日（金）午後5時（必着）
- (3) 提出場所 北海道十勝総合振興局地域創生部地域政策課（帯広市東3条南3丁目）

- (4) 提出方法 持参又は郵送（配達記録、簡易書留、書留のいずれか）による
（持参の場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く平日の午前9時から午後5時まで）

6 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

7 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された提案書を評価し、最良の提案をした者（以下「特定者」という。）を選定する。

8 契約手続

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

9 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称：北海道十勝総合振興局地域創生部地域政策課
- (2) 住 所：〒080-8588 帯広市東3条南3丁目
- (3) 電 話：0155-26-9039
- (4) F A X：0155-22-0185

10 その他

- (1) 提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 審査結果及び特定者名は、公表する。
- (3) 詳細は、プロポーザル説明書による。